

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：角谷産業株式会社
(法人番号1170001005286)
業者の住所：和歌山県和歌山市加納 4 6 0 - 6
- 2 指名停止措置期間：令和 7 年 1 月 2 8 日から
令和 7 年 2 月 2 7 日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿 2 府 4 県、北陸 3 県、東海 3 県)
- 4 事実概要： 角谷産業株式会社は、和歌山市が発注した土木一式工事（楠見 6 6 号線道路改良工事その 4）において、特定建設業者以外の建設業を営む者と 4, 5 0 0 万円以上となる下請契約を締結したことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして、同法第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 2 月 1 1 日、和歌山県知事から指示処分を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 1 3 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内